



目 次

規 則	ページ
高知県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(福祉指導課) 5
大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要(2件)	(経営支援課) 6
公 告	
危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	(消防政策課) 6
土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課) 6
高知県人事委員会公告	
○高知県職員等採用中級・初級試験の実施	7
○高知県警察官B男性及び高知県警察官B女性採用試験の実施	9

規 則

高知県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第63号

高知県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則(平成15年高知県規則第77号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成13年国土交通省令第71号」を「平成13年国土交通省令第71号。以下「省令」という。」に改める。

第2条中「別記様式」を「別記第1号様式」に改める。

本則に次の7条を加える。

(特定開発行為許可標識の設置)

第3条 法第9条第1項の許可を受けた者(以下「許可を受けた

者」という。)は、当該許可に係る対策工事等(法第11条に規定する対策工事等をいう。第6条において同じ。)の期間中、開発区域(法第10条第1項第1号に規定する開発区域をいう。第9条において同じ。)内の見やすい場所に、別記第2号様式による特定開発行為許可標識を設置しなければならない。

(特定開発行為変更許可申請書等)

第4条 法第16条第2項の申請書は、別記第3号様式による特定開発行為変更許可申請書のとおりとする。

2 前項の特定開発行為変更許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その旨を当該特定開発行為変更許可申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 省令第8条第2項の計画説明書及び計画図

(2) 省令第8条第5項の構造計算書

(3) 省令第10条第1項の開発区域位置図及び開発区域区域図(軽微な変更等の届出の方法)

第5条 法第16条第3項の規定による届出は、別記第4号様式による特定開発行為軽微変更等届出書を提出してしなければならない。

(対策工事等の着手の届出)

第6条 許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等に着手しようとするときは、当該着手の日の5日前までに、別記第5号様式による特定開発行為着手届出書により知事に届け出なければならない。

(変更の届出)

第7条 許可を受けた者は、氏名又は住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)を変更したときは、当該変更があった日から14日以内に、別記第6号様式による特定開発行為住所氏名等変更届出書にその事実を証する書類を添付して、知事に届け出なければならない。

(地位の承継)

第8条 許可を受けた者について相続、合併又は分割(当該許可に係る特定開発行為(法第9条第1項に規定する特定開発行為をいう。以下この条において同じ。)を承継させるものに限る。)があったときは、その相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る特定開発行為を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該許可に係る特定開発行為を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継するものとする。

2 許可を受けた者から当該許可に係る特定開発行為に必要な権原を取得した者は、当該許可を受けた者の地位を承継するものとする。

3 前2項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、

当該地位の承継があった日から14日以内に、別記第7号様式による特定開発行為地位承継届出書にその事実を証する書類を添付して、知事に届け出なければならない。

(書類の経由等)

第9条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、正副2通とし、当該開発区域を所管する土木事務所長を経由して提出しなければならない。別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第2条関係)

← 9センチメートル →

写真はり付け箇所	第 号 身分証明書 所属 職名 氏名 年 月 日生 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第5条第1項 又は第21条第1項の規定に基づき、他人の占有する土地に立ち入り、又は立入検査をすることが できる者であることを証明します。 年 月 日交付 高知県知事 印	

↑ 4センチメートル ↓

(裏面)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(抜粋)

(基礎調査のための土地の立入り等)

**第5条** 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2~4 略

5 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 略

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項に規定する立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8~10 略

(立入検査)

**第21条** 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第9条第1項、第16条第1項、第17条第2項、第18条又は前条第1項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。

2 第5条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 写真の大きさは、原則として縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

第2号様式(第3条関係)

← 60センチメートル →

特定開発行為許可標識 1 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号 2 開発区域の面積 平方メートル 3 特定予定建築物の用途 4 対策工事の概要 5 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要 6 対策工事等の予定期間 年 月 日から 年 月 日まで 7 許可を受けた者 住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称及び代表者の氏名	
---	--

↑ 50センチメートル ↓

(地面)

↑ 130センチメートル ↓

第3号様式(第4条関係)

特定開発行為変更許可申請書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div>			
高知県知事 様 申請者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) <div style="text-align: right;">印</div>			
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号	
変更の内容	区分 事項	変更前	変更後
	特定予定建築物の用途		
	特定予定建築物の敷地の位置		
	対策工事の概要		
	対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要		
変更の理由			
備考			

注 次に掲げる書類を添えてください。ただし、既に提出している書類で、変更がないものについては、添える必要はありません。その場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。

- 1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則(以下「省令」という。)第8条第2項の計画説明書及び計画図
- 2 省令第8条第5項の構造計算書
- 3 省令第10条第1項の開発区域位置図及び開発区域区域図

第4号様式(第5条関係)

特定開発行為軽微変更等届出書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div>			
高知県知事 様 届出者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) <div style="text-align: right;">印</div>			
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号	
変更の内容	区分 事項	変更前	変更後
	特定予定建築物の用途		
	対策工事等の着手予定年月日		
	対策工事等の完了予定年月日		
変更年月日		年 月 日	
変更の理由			
備考			

## 第5号様式(第6条関係)

特定開発行為着手届出書  <div style="text-align: right;">年 月 日</div>	
高知県知事 様  届出者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)  氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) <div style="text-align: right;">印</div>	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
特定予定建築物の敷地の位置	
許可の内容	
着手予定年月日	年 月 日
現場責任者の住所及び氏名	
備考	

注 着手しようとする日の5日前までに届け出てください。

## 第6号様式(第7条関係)

特定開発行為住所氏名等変更届出書  <div style="text-align: right;">年 月 日</div>			
高知県知事 様  届出者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)  氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) <div style="text-align: right;">印</div>			
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		
変更の内容	区分	変更前	変更後
	事項		
	氏名又は名称		
	住所又は主たる事務所 の所在地		
	代表者の氏名		
変更年月日	年 月 日		
備考			

- 注 1 変更の内容を証明することができる戸籍抄本又は登記事項証明書を添えてください。
- 2 変更があった日から14日以内に届け出てください。

第7号様式(第8条関係)

特定開発行為地位承継届出書  年 月 日  高知県知事 様  届出者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)  氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) <span style="float: right;">印</span>	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
被承継者の住所及び氏名 又は主たる事務所の所在地 及び名称	
地位承継年月日	年 月 日
地位を承継した原因等	
備考	

注 1 地位を承継したことを証明することができる書類を添えてください。  
 2 地位の承継があった日から14日以内に届け出てください。

附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。

-----  
 告 示  
 -----

高知県告示第463号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成20年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成20年4月1日	社会福祉法人室戸市社会福祉協議会 室戸市領家字外川原87番地	しゃきょう 室戸市領家字外川原87番地 介護予防支援
"	医療法人祥生会 宿毛市押ノ川1196	居宅介護支援事業所ふれあい 宿毛市押ノ川1196 居宅介護支援
"	有限会社西南サービス 宿毛市押ノ川1196	訪問介護事業所どんぐり 宿毛市押ノ川野中1060番2 訪問介護
"	社会福祉法人南海福祉会 高知市布師田字宮ノ辺1362	南海福祉会訪問介護事業所ドリーマー 四万十市中村一条通一丁目53 宮下ビル2F 訪問介護 介護予防訪問介護
"	社会福祉法人南海福祉会 高知市布師田字宮ノ辺1362	南海福祉会居宅介護支援事業所ドリーマー 四万十市中村一条通一丁目53 宮下ビル2F 居宅介護支援

〃	社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 高岡郡四万十町茂串町11番30号	社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会指定訪問 介護事業所十和 高岡郡四万十町昭和470番地6 介護予防訪問介護
〃	社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 高岡郡四万十町茂串町11番30号	デイサービスセンターこいのぼり 高岡郡四万十町昭和470番地6 介護予防通所介護
平成20年5月1日	株式会社らいさす 南国市大桶甲1973-55	訪問看護ステーションドリムチーム 南国市大桶甲1253-1 中澤ハイム1階 訪問介護 介護予防訪問看護
〃	佐川町 高岡郡佐川町甲1650番地2	佐川町デイサービスセンター斗賀野荘 高岡郡佐川町中組50番地1 通所介護 介護予防通所介護

高知県告示第464号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成20年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 法第8条第1項の規定により安芸市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示  
平成20年1月高知県告示第46号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
すまいる あき  
安芸市久世町9-20
- 意見の概要  
意見は、特にありません。

高知県告示第465号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同

条第3項の規定により次のとおり告示する。  
平成20年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 法第8条第1項の規定により安芸市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示  
平成20年1月高知県告示第47号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
すまいる あき  
安芸市久世町9-20
- 意見の概要  
意見は、特にありません。

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）を次のとおり行う。

平成20年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 講習の実施日時、実施場所及び種別

講習の実施日及び実施場所	講習の種別及び実施時間	
	給油取扱所	その他
平成20年8月19日（火） 中土佐交流会館	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで
平成20年8月20日（水） 四万十市立文化センター	〃	〃
平成20年8月21日（木） 〃	〃	
平成20年8月25日（月） 高知県庁正庁ホール	〃	午後1時から午後4時まで
平成20年8月26日（火） 〃	〃	〃
平成20年8月27日（水） 〃	〃	〃
平成20年8月29日（金）	〃	〃

安芸市民会館		
--------	--	--

- 備考 1 講習の種別の「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう。  
2 講習の種別の「その他」とは、給油取扱所及び特定事業所（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所をいう。）における危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう。
- 講習の受講の申請手続
    - 受講申請書の配布  
受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部消防政策課及び県内各消防本部（消防署）で配布する。
    - 受講申請書の提出先  
郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内  
高知県危険物安全協会
    - 受講申請書の受付期間  
受講申請書は、平成20年8月1日（金）から同月11日（月）までの間に受け付ける。
    - 講習の受講手数料  
受講手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を受講申請書にはり付けて納入すること。
  - 講習に関する問い合わせ先  
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内  
高知県危険物安全協会（電話番号088-823-9099）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中村市古川土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の出出があった。

平成20年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	平地 満	中村市 入田 2386
〃	夕部 和宏	〃 不破 1787
〃	夕部 隆夫	〃 具同 2758-3
〃	夕部 和之	〃 〃 178-2
〃	北尾 桂子	〃 〃 1538
〃	安部 輝朗	〃 入田 3599

〃 上岡 亀市 〃 不破 365  
 監事 夕部嘉太郎 〃 具同 182 - 1  
 〃 安部 亨 〃 赤松町 3 - 18 - 5  
 (就任)  
 理事 阿倍 淳介 高知市 西町 55  
 〃 中平 薫 四万十市具同 6772  
 〃 夕部 博之 〃 不破 1786  
 〃 岡本 富夫 〃 〃 1098  
 〃 夕部富有男 〃 渡川 3 - 11 - 8  
 〃 岡村 大 〃 具同 8026  
 〃 安光 寿夫 〃 入田 472 - 2  
 監事 夕部嘉太郎 〃 具同 182 - 1  
 〃 安部 亨 〃 赤松町 3 - 18 - 5

-----  
 人事委員会公告  
 -----

高知県職員等採用中級・初級試験を次のとおり行う。  
 平成20年7月15日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

1 試験区分、採用予定人員及び勤務先

試験区分		採用予定人員	勤務先
中級	司書	1名	知事部局等の本庁又は出先機関(県立図書館等)
	歯科衛生士	1名	知事部局(健康福祉部)等の本庁又は出先機関(福祉保健所等)
	診療放射線技師(県立病院)	1名	安芸病院、芸陽病院又は幡多けんみん病院
	看護師	20名	
初級	事務職	10名	知事部局等の本庁又は出先機関
	警察事務		2名
	県立学校事務	1名	県立学校

	小中学校事務	12名	市町村立小中学校
	県立病院事務	1名	安芸病院、芸陽病院又は幡多けんみん病院
	土木	2名	知事部局(土木部)等の本庁又は出先機関(土木事務所等)
	装備(警察)	1名	警察本部各課又は各警察署等

初級の事務職種の受験者は、「一般事務」、「警察事務」、「県立学校事務」、「小中学校事務」及び「県立病院事務」の5つの事務職種の試験区分のうちのいずれかを第1志望とし、残りの事務職種の試験区分のうちのいずれかを第2志望とすることができる。

なお、採用後の事務職種の試験区分間の人事交流は、原則としてない。

2 職務内容

試験区分に応じた業務に従事することを基本とするが、専門分野及び適性に応じ、試験区分以外の業務に従事することができる。

3 受験資格

次の(1)から(4)までに該当する人。ただし、初級の事務職種の「警察事務」又は初級の「装備(警察)」を受験する人は、(2)については、ア(日本国籍を有する人)に該当する人に限る。

(1) 次に掲げる試験区分について、それぞれ次の年齢である人

ア 中級の「司書」、「歯科衛生士」及び「診療放射線技師(県立病院)」並びに初級の「装備(警察)」については、昭和56年4月2日以降に生まれた人

イ 中級の「看護師」については、昭和49年4月2日以降に生まれた人

ウ 初級の事務職種の「一般事務」、「警察事務」、「県立学校事務」、「小中学校事務」及び「県立病院事務」並びに初級の「土木」については、昭和62年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)による4年制の大学等を卒業した人及び平成21年3月31日までに卒業見込みの人を除く。

(2) 次のいずれかに該当する人

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定められている永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定められている特別永住者

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号に掲げる人(準禁治産者を含む。)のいずれにも該当しない人

(4) 次に掲げる試験区分については、それぞれの要件を満たす人

ア 中級の「司書」については、司書となる資格を有する人又は平成21年3月31日までに取得見込みの人

イ 中級の「歯科衛生士」については、歯科衛生士の免許を有する人又は平成21年4月30日までに取得見込みの人

ウ 中級の「診療放射線技師(県立病院)」については、診療放射線技師の免許を有する人又は平成21年4月30日までに取得見込みの人

エ 中級の「看護師」については、看護師の免許を有する人又は平成21年4月30日までに取得見込みの人

4 受験手続

(1) 受付期間

平成20年8月15日(金)から同年9月2日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで(郵送の場合は、平成20年9月2日付けの消印のあるものまで受け付ける。)

(2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県安芸土木事務所室戸事務所、高知県安芸福祉保健所、高知県中央東福祉保健所(香美市)、高知県中央東土木事務所(南国市)、高知県中央東土木事務所本山事務所、高知県中央西土木事務所(いの町)、高知県中央西福祉保健所(佐川町)、高知県須崎福祉保健所、高知県須崎土木事務所四万十町事務所、高知県幡多福祉保健所(四万十市)、高知県幡多土木事務所宿毛事務所、高知県幡多土木事務所土佐清水事務所、高知県東京事務所、高知県大阪事務所、高知県名古屋事務所、高知県立安芸病院、高知県立芸陽病院(安芸市)及び高知県立幡多けんみん病院(宿毛市)並びに高知県人事委員会のホームページ

(3) 申込書の提出場所

高知県人事委員会事務局

5 試験の日時及び場所

(1) 第1次試験

\_\_\_\_\_

試験区分	種目	日時	場所
看護師	教養試験 専門試験	平成20年9月21日(日)午前9時から	(高知市試験会場) 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁正庁ホール (試験会場を変更する場合がありますが、その場合は、受験票で通知する。) (四万十市試験会場) 四万十市中村丸の内24 中村高等学校
司書 歯科衛生士 診療放射線技師(県立病院) 土木	教養試験 専門試験	平成20年9月28日(日)午前9時から	(高知市試験会場) 高知市鴨部二丁目5-70 高知西高等学校 (四万十市試験会場) 四万十市中村丸の内24 中村高等学校
一般事務 警察事務 県立学校事務 小中学校事務 県立病院事務 装備(警察)	教養試験		

(2) 第2次試験

試験区分	種目	日時	場所
全試験区分	論文試験 又は作文試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成20年10月26日(日)から同年11月1日(土)までの間に実施する予定であるが、詳しい日程等については、第1次試験の	高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁正庁ホール 高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁北庁

	合格通知書に記載する。	舎
--	-------------	---

6 試験の方法

試験は、次のとおり第1次試験及び第2次試験を行い、最終合格者は、第1次試験と第2次試験との総合点に基づいて、高知県人事委員会において決定する。

(1) 第1次試験

種目	方法	内容
教養試験	全試験区分 五肢択一式	公務員として必要な一般的知識及び知能についての筆記試験で、中級の試験区分にあつては短期大学卒業程度、初級の試験区分にあつては高等学校卒業程度のもの
専門試験	司書 歯科衛生士 診療放射線技師(県立病院) 看護師 土木	五肢択一式 それぞれの職務に必要な専門的知識、技術等についての筆記試験

(2) 第2次試験

種目	内容
論文試験(中級の試験区分のみ)	職務遂行に必要な識見、判断力、思考力等についての筆記試験
作文試験(初級の試験区分のみ)	文章による表現力、課題に対する理解力等についての筆記試験
口述試験	人物、人柄等についての集団討論(中級の試験区分のみ)又は集団面接(初級の試験区分のみ)及び個別面接による試験
適性検査	職務遂行に必要な適性を有するかどうかについての検査
身体検査	職務遂行に必要な健康を有するかどうか

	についての検査(健康診断書の提出を求める。)
--	------------------------

7 合格発表時期

第1次試験の合格者の発表は10月上旬に、最終合格者の発表は11月中下旬に行う予定である。

8 任命等

(1) 最終合格から採用までのスケジュール

最終合格者は、各試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、各任命権者(知事、公営企業局長、教育委員会及び警察本部長)からの請求に応じて提示される。

各任命権者は、提示された採用候補者のうちから、順次採用者を決定する。

なお、採用候補者名簿に登載されても、受験資格として免許又は資格の取得が定められている試験区分については、それぞれの免許又は資格を3の(4)に記載する所定の日までに取得しなければ採用されない。

(2) 採用の時期

採用は、原則として平成21年4月1日以降である。

(3) 任命に当たつての考え方

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとり任命が行われる。ただし、初級の事務職種の「警察事務」及び初級の「装備(警察)」の業務に従事することとなる採用者には、この任命に当たつての考え方は適用されない。

9 給与

平成20年4月1日現在の初任給は、中級の「司書」の業務で152,800円(行政職給料表適用、短大(2年制)卒の場合)、中級の「歯科衛生士」の業務で156,000円(医療職給料表(2)適用、短大(2年制)卒の場合)、中級の「診療放射線技師(県立病院)」の業務で167,000円(医療職給料表(2)適用、短大(3年制)卒の場合)、中級の「看護師」の業務で188,900円(医療職給料表(3)適用、短大(3年制)卒の場合)、初級の試験区分の業務で140,100円(行政職給料表適用、高校卒の場合)であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。また、このほかに期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。ただし、県立病院の職員の給与については、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の趣旨にのっとり経営状況を反映したものとなることがある。

10 試験成績の開示

この試験の受験者は、成績の開示を請求することができる。

11 その他

(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。



問い合わせ先	電話番号	所在地
高知県人事委員会事務局	(088) 821 - 4641	高知市丸ノ内二丁目4 - 1 高知県庁北庁舎

(2) 試験の詳細については、別に平成20年度高知県職員等採用中級・初級試験案内が作成されているので、参照すること。

高知県警察官B男性及び高知県警察官B女性の採用試験を次のとおり行う。  
平成20年7月15日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員
警察官B男性	20名
警察官B女性	2名

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防・鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の任務に従事する。

3 受験資格

次の(1)から(3)までに該当する人。

(1) 昭和53年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)による4年制の大学等を卒業した人及び平成21年3月31日までに卒業見込みの人を除く。

(2) 日本国籍を有する人

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号に掲げる人(準禁治産者を含む。)のいずれにも該当しない人

4 受験手続

(1) 受付期間

平成20年8月15日(金)から同年9月2日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで(郵送の場合は、平成20年9月2日付けの消印のあるものまで受け付ける。)

(2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県警察本部玄関受付及び県内各警察署並びに高知県人事委員会のホームページ

(3) 申込書の提出場所

高知県人事委員会事務局

5 試験の日時及び場所

区分	種目	日時	場所
第1次試験	教養試験 体力試験 身体検査	平成20年10月19日(日)午前9時から午後5時ごろまで	(高知市試験会場) 高知市城北町1-14 高知小津高等学校 (四万十市試験会場) 四万十市古津賀3711 幡多農業高等学校
第2次試験	作文試験 口述試験 適性検査 身体精密検査	平成20年11月13日(木)から同月20日(木)までの間に実施する予定であるが、詳しい日程等については、第1次試験の合格通知書に記載する。	高知市棧橋通四丁目15-11 高知南警察署 高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁北庁舎

6 試験の方法

試験は、次のとおり第1次試験及び第2次試験を行い、最終合格者は、第1次試験と第2次試験との総合点に基づいて、高知県人事委員会において決定する。

(1) 第1次試験

種目	内容
教養試験	警察官として必要な高等学校卒業程度の一般的知識及び知能についての五肢択一式による筆記試験

体力試験	職務遂行に必要な体力及び運動能力を有しているかどうかについての試験
身体検査	職務遂行に必要な進退を有しているかどうかについての検査

(2) 第2次試験

種目	内容
作文試験	文章による表現力、課題に対する理解力等についての筆記試験
口述試験	人物、人柄等についての集団面接及び個別面接による試験
適性検査	職務遂行に必要な適格性を有するかどうかについての検査
身体精密検査	胸部疾患の有無その他についての検査

7 合格発表時期

第1次試験の合格者の発表は10月下旬に、最終合格者の発表は12月上旬に行う予定である。

8 採用

(1) 最終合格から採用までのスケジュール

最終合格者は、各試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求に応じて提示される。警察本部長は、提示された採用候補者のうちから、順次採用者を決定する。

(2) 採用の時期

採用は、原則として平成21年4月1日以降である。

9 給与

平成20年4月1日現在の初任給は、158,100円であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。また、このほかに期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

10 共同試験

試験区分「警察官B男性」の第1次試験は、高知県(高知県人事委員会)が東京都(警視庁)及び大阪府(大阪府警察本部)と共同して実施するものであり、希望することにより、共同試験実施都府の第1次試験を同時に受験したものと取り扱われる。

なお、第1志望の第1次試験に合格した人は、第2志望の第

1次試験の合格者とはならない。

共同試験の場合の受験資格は、次の表並びに3の(2)及び(3)に該当する人とする。

都府名	受験資格	
東京都 (警視庁)	昭和53年10月21日から平成3年4月1日までに生まれた男性	学校教育法による4年制の大学等を卒業した人及び平成21年3月31日までに卒業見込みの人を除く。
大阪府 (大阪府警察本部)	昭和53年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた男性	

11 試験成績の開示

この試験の受験者(高知県を受験した人に限る。)は、成績の開示を請求することができる。

12 その他

(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

問い合わせ先	電話番号	所在地
高知県人事委員会事務局	(088) 821 - 4641	高知市丸ノ内二丁目4 - 1 高知県庁北庁舎
高知県警察本部警務課	(088) 826 - 0110 内線2613、2614 (フリーダイヤル) 0120 - 032 - 376	高知市丸ノ内二丁目4 - 30

(2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。